

## 第6 泡消火設備の基準

規則第32条の6の規定によるほか、次のとおりとする。

1 固定式の泡消火設備のフォームヘッド等は次に定めるところにより設けること。

(1) フォームヘッド方式のもの泡ヘッドは、フォームヘッドを用いるものとし、フォームヘッドは、次に定めるところにより設けること。

ア フォームヘッドは、防護対象物のすべての表面がいずれかのフォームヘッドの有効射程内にあるように設けること。

イ 防護対象物の表面積(建築物の場合にあつては、床面積。以下同じ。)9m<sup>2</sup>につき1個以上のヘッドを、防護対象物の表面積1m<sup>2</sup>当たりの放射量が6.5ℓ/min以上の割合で計算した量の泡水溶液を標準放射量で放射することができるように設けること。

ウ 放射区域は、100m<sup>2</sup>以上(防護対象物の表面積が100m<sup>2</sup>未満であるときは、当該表面積)とすること。

(2) 泡モニターノズル方式のもの泡モニターノズルは、次に定めるところにより設けること。

ア 泡モニターノズルは、移動取扱所のポンプ設備等が岸壁又は栈橋その他これらに類する場所に設けられている場合に、当該場所の先端から水平距離が15m以内の海面並びに注入口等及びこれに附属する危険物を取り扱う設備の各部分から水平距離が30m以下となるように設けること。この場合において、その設置個数が1であるときは2とすること。

イ 泡モニターノズルは、固定するものとし、消火活動上支障がない位置において起動及び操作ができる箇所に設けること。

ウ 泡モニターノズルは、すべてのノズルを同時に使用した場合に、それぞれのノズルの先端において、放射量が1,900ℓ/min以上で、かつ、その水平放射距離が30m以上で有効に放射することができるように設けること。

2 移動式の泡消火設備の泡消火栓は、屋内に設けるものにあつては屋内消火栓設備の屋内消火栓、屋外に設けるものにあつては屋外消火栓設備の屋外消火栓の基準の例によること。

3 水源の水量は、次に定める量の水溶液を作るために必要な量以上となるようにしなければならないこと。

(1) フォームヘッド方式のものは、ヘッドの設置個数が最も多い放射区域におけるすべてのヘッドを同時に使用した場合に、1(1)イに定める放射量で10分間放射することができる量

(2) 泡モニターノズル方式のものは、1(2)ウに定める放射量で30分間放射することができる量

(3) 移動式の泡消火設備は、4個(ホース接続口が4個未満のときは、その個数)のノズルを同時に使用した場合に、それぞれのノズルの先端において、放射圧力が3.5kgf/cm<sup>2</sup>以上で、かつ、放射量が屋内に設けるものにあつては200ℓ/min、屋外に設けるものにあつては400ℓ/min以上で、30分間放射することができる量

(4) (1)から(3)までに掲げる泡水溶液の量のほか、配管内を満たすに要する泡水溶液の量

4 泡消火薬剤の貯蔵量は、3に定める泡水溶液の量に、消火に必要な有効な泡を生成するために適したそれぞれの泡消火薬剤に応じた希釈容量濃度を乗じて得た量以上の量となるようにしなければならないこと。

5 泡消火設備に用いる泡消火薬剤は、たん白泡消火薬剤(ふっ化たん白泡消火薬剤を含む。以下同じ。)又は水成膜泡消火薬剤とすること。この場合において、不溶性のもの以外の危険物に用いるものにあつては、水溶性液体用泡消火薬剤としなければならないこと。

6 呼水装置、操作回路の配線及び配管等は、屋内消火栓設備の基準の例に準じて設けること。

7 加圧送水装置は、施行規則第18条第4項第9号に定める基準の例によるほか、その送水区域は、次のいずれかによること。

(1) ポンプを始動した場合において、始動後5分以内に当該設備に係る泡消火薬剤比例混合装置を経て有効な泡水溶液を泡放出口等へ送液できるものであること。

(2) ポンプから泡放出口等までの水平距離が500m以内であること。

8 起動装置は、施行規則第18条第4項第10号に定める基準の例によること。

9 自動警報装置は、スプリンクラー設備の基準の例によること。

10 予備動力源は、3(1)から(3)までに定める放射時間の1.5倍の時間以上泡消火設備を有効に作動させることができる容量とするほか、屋内消火栓設備の基準の例によること。

11 貯水槽等には、地震による震動等に耐えるための有効な措置を講ずること。